

令和3年第9回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和3年9月15日(水) 午前8時54分～午前9時16分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	11番	木 立 康 行		
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文		
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番	今 隆 俊
	3番	石 澤 孝 知	4番	長 内 康 之
	5番	木 村 功	6番	高 橋 英 子
	7番	工 藤 勝 彦	8番	大 平 成 年
	9番	工 藤 元 伸	12番	佐 藤 国 雄
	13番	佐 山 秀 夫		

4 欠席委員 (0人)

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事参与の制限委員 (0人)

8 付議案件

報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
 報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第22号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
 議案第36号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第37号 農用地利用集積計画の決定について

9 事務局職員	事務局長	中 田 憲 人
	事務局長補佐	大 溝 恵 水
	主 査	外 川 勝 彦
	主 事	工 藤 慎 也

中田事務局長	定刻前ではありますが、全員お揃いですので、会議を始めさせていただきます。 それでは、会議規則第4条の規定により会長に議長を務めていただき、会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和3年第9回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、2番今隆俊委員、7番工藤勝彦委員をお願いします。書記には事務局の大溝補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
工藤主事	報告第20号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和3年8月受理分は、相続が4件、総面積17,668㎡、田が4筆1,711㎡、平畑が9筆15,957㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第21号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題といたします。

	事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	報告第21号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号44番は、温湯字新道下の畑、2筆合計3,161㎡を賃貸人の都合により令和3年8月2日に合意解約したものです。 受付番号45番は、温湯字上川原の田、4,981㎡を賃借人の都合により令和3年8月10日に合意解約したものです。 受付番号46番は、黒石字砂森の畑、5筆合計3,270㎡を賃借人の都合により令和3年8月25日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第22号「公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	報告第22号は、公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 6ページをご覧ください。 受付番号23番は、地方独立行政法人青森県産業技術センターりんご研究所において、公売により、東野添字長坂道北の畑を令和3年8月6日に落札したことにより、令和3年8月10日に許可したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第36号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第36号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

	別紙で説明いたします。 ８ページをご覧ください。 今回の申請は、所有権移転が７件です。 受付番号２３番は、温湯字新道下の畑ほか３筆合計４，９００㎡を親から子への贈与により取得するものです。 受付番号２４番は、温湯字上川原の田、４，９８１㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号２５番は、浅瀬石字山辺の樹園地ほか２６筆合計４６，６０５㎡を親から子への贈与により取得するものです。 受付番号２６番は、下山形字中村平の畑、２４０㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号２７番は、飛内字宮岸の田、１８０㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号２８番は、赤坂字北野崎の樹園地、１，０６９㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号２９番は、牡丹平字木田橋の平畑ほか６筆合計７，５９３㎡を兄から妹への特定遺贈により取得するものです。 特定遺贈とは、遺言で贈与される財産が具体的に特定された遺贈のことです。法律上における効果は、生前における贈与と特に異なることはありません。譲渡人である兄が死亡しており、また、遺言の執行者の指定が譲受人となっていたため単独申請となっております。 遺言書は、令和３年７月２日付けで、青森県家庭裁判所から検認済証明書として添付されております。 以上の申請につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の確認を行った委員より報告があります。 今回は、コロナ禍により感染予防対策のため、現地調査は事前に事務局で撮影してきた現地の写真及び職員による状況説明で実施しました。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の確認を行った２番今隆俊委員に報告をお願いします。
今隆俊委員	今回申請があった農地について、去る９月７日、工藤勝彦委員、山口貴佳推進委員、私と事務局を交えて、９月６日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 （１）の所有権移転です。 受付番号２３番は、親から子への贈与のための申請です。 現況は平畑、田で、権利取得後はやさい、米の栽培をしております。譲渡人の父親が高齢となり、経営する農地を少しずつ贈与することになったとの

	ことです。 受付番号24番は、耕作便利のための申請です。売買によるものです。現況は田で、権利取得後も米の栽培を行うとしています。申請地は、譲受人の父が今まで貸借をしていた農地で、譲受人が耕作している農地と近いことから取得に至ったものです。 受付番号25番は、親から子への贈与のための申請です。現況は樹園地、平畑、田で、権利取得後もりんご、やさい、米の栽培を行うとしています。譲渡人は、高齢により耕作していくことが難しくなってきたため、経営する農地を贈与することになったとのことことです。 受付番号26番は、耕作便利のための申請です。売買によるものです。現況は平畑で、権利取得後はやさいの栽培を行うとしています。申請地は譲渡人が所有する宅地と隣接しているため取得に至ったものです。 受付番号27番は、耕作便利のための申請です。売買によるものです。現況は田で、権利取得後は加工用トマトの栽培を行うとしています。申請地は、譲渡人が耕作している農地と近いことから取得に至ったものです。 受付番号28番は、経営規模拡大のための申請です。売買によるものです。現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培を行うとしています。譲渡人は、高齢により耕作していくことが困難となったため申請に至ったものです。 受付番号29番は、特定遺贈のための申請です。遺言書の内容に基づく贈与によるものです。現況は、樹園地、平畑で権利取得後はりんご、やさいの栽培を行うとしています。 今回申請があった7件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員	29番の特定遺贈についてですが、今回の譲受人は法定相続人ではなく、遺言書で指定された方ですか。 また、今回の申請は、面積が50a以上で要件も満たしているので問題ないかと思いますが、遺言書に農地を贈与する旨の記載があっても、もらう側が許可要件を満たしていなければ許可にはならないのですか。
工藤主事	今回は亡くなられた方に配偶者と子どもがいて、譲受人は妹であるため相続人ではありません。 相続人に対しての特定遺贈は、農地法第3条許可は不要ですが、相続人以外であれば3条許可が必要となります。その際は、ほかの申請と同様に3条の許可要件をすべて満たす必要があります。
議長	ほかに質問ございませんか。

委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第36号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
外 川 主 査	議案第37号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が1件、所有権移転が1件です。 別紙13ページから説明いたします。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号4番は、相続未登記農地で、上十川字山元の樹園地4筆合計4,718㎡を5年間で再設定するものです。 (2) 賃借権設定です。 受付番号104番は、上十川字柳沢の樹園地、7,434㎡を5年間10a当たり5,000円で再設定するものです。 (3) 所有権移転です。 受付番号40番は、竹鼻字北野田の田、1,469㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第37号は、原案のとおり決定いたします。 これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和3年第9回黒石市農業委員会総会を終了いたします。

午前9時16分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。

令和3年9月15日

議長 水立康行 

議事録署名者 今 隆俊 

議事録署名者 工藤 勝彦 